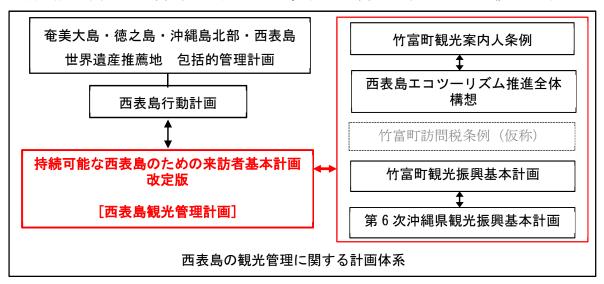
西表島観光管理計画の概要

序. 計画の位置づけ

- ・西表島における持続可能な観光を実現し、世界遺産登録に際して提示された世界遺産委員会からの要請事項にも対応するため、『持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画(2020年1月)』を改定し、2023年3月に『西表島観光管理計画』を策定した。
- ・これまで個別に検討されてきた西表島の観光に関わる各種構想・計画・制度等を統合した、西表島全体を対象とした観光管理の計画である。(ただし観光の振興については扱わない)



1. 西表島における観光の現状と課題

・西表島では、約29万人(2019年)の来訪者が遺産地域内外の様々なフィールドを利用しており (下図)、観光利用に伴い自然環境や地域社会への様々な影響が想定される(次ページ表)。

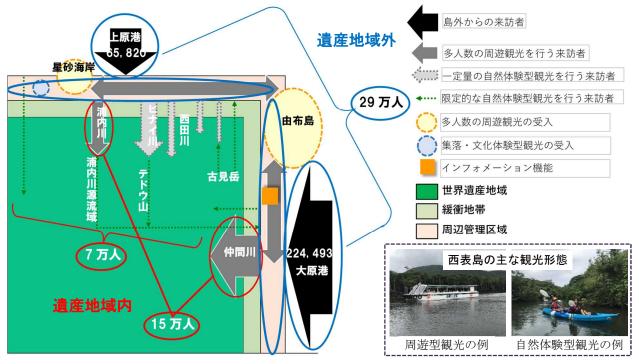


図 西表島における来訪者の入込状況 (数字は 2019 年の入込客数実績値)

表 観光による影響とリスクの評価

区	影響要因	想定される影響の例	影響	管理
分	<u>彩音女</u> 囚	応促される影音の例	リスク	項目
世界遺産地域	遺産地域内での利用箇所の増加	・フィールドの荒廃	高	1
	遺産地域内への入込客数の増加、 特定の場所・時期への利用集中	・野生動植物の生息・生育環境の悪化 ・動植物の採集圧の増加	高	2
	来訪者・事業者の無責任な行動 アクティビティによる負荷	・野生動物の忌避、人馴れ、感染症罹患 ・事故リスクと搬送・捜索等の負担増加	高	3
	動力船による遊覧	・曳き波による浸食やマングローブ衰退	低	ı
世界遺産地域外	観光のための開発行為	・生息・生育地の消失・改変、景観阻害	低	ı
	西表島への入込客数の総量、 特定の時期への利用集中	・定期船や港の混雑、駐車場の占有 ・上水供給の不足による給水制限 ・下水やごみの処理の負荷や費用の増大	ф	4
	車道の交通量の増加や速度超過	・野生動物の交通事故リスクの増加	高	
	来訪者・事業者の無責任な行動	・集落内での迷惑行為 ・診療所の負担の増加	中	⑤
	アクティビティによる負荷	・農業・漁業活動の阻害 ・野生動植物の生息・生育環境の悪化	中	

※管理項目は p3~4 の表と対応

2. 観光管理の目標と方針

・観光管理の全体目標、各主体の責務と行動指針、観光管理の基本方針を以下のとおり定めた。

観光管理の 全体目標

観光による環境・住民生活への影響を抑制するとともに、 責任ある観光と観光による地域貢献を促進し、 誇りある島の自然と暮らしを将来にわたって守り受け継ぐ。

各主体の 責務と 行動指針 行政:影響の把握と監視、保全 に必要な措置、情報共有と連携

来訪者:西表島への理解、ルールや要請の遵守、責任ある行動

観光事業者:事業による負荷の低減、 保全や地域貢献に資する事業の推進

島民:自然との良好な関係維持、保全 施策への協力、責任ある観光の受容

リスク別:影響リスクに応じた管理強度。高リスクには強制力のある手法

形態別:周遊型観光、自然体験型観光それぞれの特性に応じた観光管理

観光管理の 基本方針 エリア別:上記を踏まえ遺産地域内外それぞれの管理方針と管理項目を設定

【遺産地域】遺産価値の保全を最優先とし、あらゆる活動が影響を引き起こすと仮定して、観光利用による負荷を現状以下に抑えることを原則とする。

【遺産地域外】観光利用による 負荷の低減を図りつつ、同時に 責任ある観光と観光による地域 貢献の促進を目指す。

3. 西表島における観光管理の枠組み

- ・観光による影響リスクの評価結果と観光管理の基本方針を踏まえて、必要な管理項目を抽出・ 整理した。各管理項目に対しては、それぞれ管理基準を定めたうえで、管理の実効性を担保す るために必要な管理ツールの選定及び管理方法(主な取組)を検討した(下表)。
- ・管理項目⑥の観光による多面的価値の創出は影響評価とは直接関係しないが、西表島の環境・ 社会・経済等へのプラスの効用を把握するため、観光管理の目標、方針、取組に組み込んだ。

表 西表島における観光管理の枠組み

────────────────────────────────────						
区分	管理項目	管理基準	管理方法(主な取組)			
世界遺産地域	①自然体験フィールドとしての利用箇所の制限	遺産地域内での利用箇所を 20 箇所以 上に増加させない	エコツーリズム推進全体構想の「保 護ゾーン」の「原則観光利用しな い」ルールに基づき利用を制限			
	②自然体験型 利用の入込客 数の制限	i 利用が集中する場所の入込客数 A. ヒナイ川: 200 人/日以下 B. 西田川: 100 人/日以下 ii. 希少生物の重要な生息・生育地の入込客数 C. 古見岳: 30 人/日以下 D. 浦内川源流域: 50 人/日以下 E. テドウ山: 30 人/日以下 iii. その他の自然体験型利用フィールドの入込客数 F. 場所・アクティビティ毎に1事業者・1 ガイドの案内客数の上限を設定	エコツーリズム推進全体構想の「特定自然観光資源」に指定し、当該箇所への入域に関する事前承認制度の導入により人数を制限 エコツーリズム推進全体構想の利用ルール遵守を観光案内人条例の規定とし、違反者を行政処分対象とする			
	③来訪者・ガ イド事業者の 行動制限	事業者向け共通ルール及びエリア・ アクティビティ毎の個別ルールにガ イド事業者の禁止事項・行為制限を 設定	ことでガイド事業者の行動を制限 し、ガイド事業者に来訪者の行動管 理義務を課す			
世界遺産地域外	④西表島への 入込客数の抑 制	変動量:年間入域観光客数を前年比で1割以上増加させない。 総数:基準値を年間入域観光客数33 万人として設定。	基準値となる年間入域観光客数を観 光関係者等に周知し、必要な対応を 要請 基準値を超える場合等は管理方法を 再検討する			
		1日当たりの入域観光客数を 1200 人 /日以下に制限する	混雑状況を予測した「エシカル観光 カレンダー」等による情報発信強化 観光関連事業者との連絡調整会議の 実施			

区分	管理項目	管理基準	管理方法(主な取組)
世界遺産地域外	⑤来訪者・ガ イド事業者の 行動制限	島内での車両走行速度を 40Km/時以 下に規制	警察による巡視や取締り、管理機関・NPO等によるパトロール・監視、来訪者・事業者・島民への普及啓発の実施
		一般利用者向け利用ルールに来訪者 の禁止事項・行為制限を設定 事業者向け共通ルール及びエリア・ アクティビティ毎の個別ルールにガ イド事業者の禁止事項・行為制限を 設定	情報発信拠点の整備や観光事業者等の連携による来訪者への情報提供 観光案内人条例の規定によるガイド 事業者の行動制限と来訪者の行動管 理義務(遺産地域と同様)
	⑥観光による 多面的価値の 創出	ー (管理基準は設けず、各主体の責務 に応じた行動の促進目標を設定 i 行政:影響低減のインフラ整備 ii 観光事業者:負荷低減・社会貢献 に資する観光商品提供 iii 来訪者:観光活動に要する社会的 費用の負担 iv 島民:生活・産業に伴う環境負荷 の抑制)	利用者負担制度及びグッドプラクティス選定・支援制度等の仕組みによりインセンティブを付与するとともに、管理に必要な施設整備や体制強化を行う

4. モニタリングの実施と計画の進捗管理

・関連計画の指標との整合性を図りながら、本計画のモニタリング指標を定める(下表)。

遺産	管理指標 (管理基準の達成	4 項目
地域	地域 状況を把握するもの)	
	影響指標(観光に伴う影響	7項目
	の程度を把握するもの)	
遺産	管理指標 (同上)	4 項目
地域	影響指標(同上)	5 項目
外	関連指標 (取組状況や観光	4項目
	の効用を把握するもの)	

- ・「西表島の観光管理に関するモニタリング 評価委員会」を設置し、定期的にモニタリン グ指標の確認、評価、対策案の検討等を行う (右図)。
- ・計画策定の5年後に計画の定期点検と必要な見直し、改定を行う。

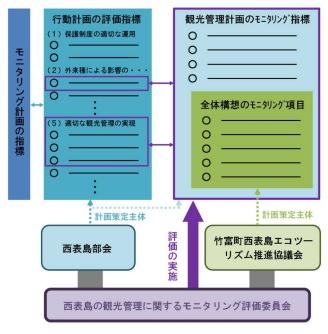


図 西表島観光管理計画及び関連計画における モニタリング評価の実施体制